

第七回国会 通商産業委員會議録第二十八号

昭和二十五年四月四日(火曜日)

午前十一時四十分開議

出席委員

委員長代理 理事 神田 博君

理事 有田 二郎君 理事 小倉 義昭君

理事 渡谷 雄太郎君 理事 永井 要造君

理事 村上 勇君 理事 有田 喜一君

理事 風早 八十二君

阿左美 廣治君 岩川 與助君

小西 英雄君 關内 正一君

多武良 哲三君 中村 幸八君

前田 正男君 柳原 三郎君

伊藤 憲一君 田代 文久君

出席政府委員

大藏事務官 伊原 隆君

(理財局長) 大島 寛一君

(理財局長) 返金課長 宮崎 靖君

通商産業事務官 長村 貞一君

(通商化学局長) 委員外の出席者

専門員 谷崎 明君

専門員 大石 主計君

専門員 越田 清七君

四月一日

委員伊藤憲一君辞任につき、その補

欠として渡部義通君が議長の名で

委員に選任された。

委員渡部義通君辞任につき、その補

欠として伊藤憲一君が議長の指名で

委員に選任された。

同月四日

四月一日

商工會議所法案に関する請願(井手

光治君紹介)(第二〇三〇号)

電気事業分断反対に関する請願外四

件(今澄勇君紹介)(第二〇五一号)

同外二件(高橋清治郎君紹介)(第二

〇五二号)

同(前田榮之助君紹介)(第二〇五三

号)

九州地方の電力問題に関する請願外

二十八件(村上勇君紹介)(第二〇五

四号)

電気事業分断及び電気料金値上げ反

対に関する請願(岡田春夫君外四名

紹介)(第二〇五五号)

大淀川発電所及び送電線復元の請願

(龍野喜一郎君紹介)(第二〇八三三

号)

龍野喜一郎君紹介(第二〇八三三

号)

龍野喜一郎君紹介(第二〇八三三

号)

龍野喜一郎君紹介(第二〇八三三

号)

龍野喜一郎君紹介(第二〇八三三

号)

龍野喜一郎君紹介(第二〇八三三

号)

龍野喜一郎君紹介(第二〇八三三

号)

電気事業会社の米国対日援助見返資

金等の借入金担保に関する法律案

(内閣提出第一二〇号)

火災類取締法案(内閣提出第一二九

号)

特別救済復旧臨時措置法案(内閣提

出第八号)

○神田委員長代理 ただいまより電気

事業会社の米国対日援助見返資金等

の借入金の担保に関する法律案を議

案として、審査を進めます。質疑を

続けます。有田喜一君。

○有田(喜)委員 私は先般の會議に欠

席いたしましたので、あるいは他の同

僚諸君の御質問と重複することがあ

るかもしれませんが、若干御質問いた

したいと思ひます。

第一に電力会社の現状についてお伺

いしたいのでありますが、私の記憶に

よりますと、現在電力会社はいわゆ

る米債が二千四百万ドル余り、英債

すなわちポンドが三百万ポンド見当

あると思つておりますが、その記憶に

間違ひはないか、正確な数字をまずお聞

かせ願ひたいと思ひます。

○富樫政府委員 大体有田委員の御指

摘のような数字になつております。詳

しい数字はただいま事務局から申し

上げます。

○有田(喜)委員 しかばそれは電力

会社へはおそらく特別担保になつて

いると思ひます。そうすると、これは全

電気事業固定資産の何割くらいにな

っておりますか、その物上担保のもの

が……。

○富樫政府委員 この点については御

承知のように、戦時中外貨債の債務は

政府が引き受けまして、財団を設定

いたしました特別担保についての抵当

は抹消になつております。しかしなが

ら財団はそのまま編成されて残つてお

ります。直接はただいまのところ国内

的に考えまして、抵当権の及んでい

る資産はないことになつております。

○有田(喜)委員 ちよつとわからない

のですが、この外債は政府に肩がわり

されているという事は私知つておりま

す。やはり物上担保はそのままで残

っているのじやないかと思ひますが……。

○富樫政府委員 昭和十八年と思ひま

すが、特別担保の対象でありました財

団に対しましては抵当権は、抹消される

国内法によつて処理されておりました。

ただいま国内的には抵当権が、かつて

の外貨債の担保を生じました財団の上

に及んでおらないという状況になつて

おります。

○有田(喜)委員 それは国内的にはと

はおつしやいですが、おそらくある外

債はインデックスによりまして、そ

ういふことはできないと思ひます。お

そらくその国内的措置は、外国に対

しては有効でないと思ひます。政府の

御見解を伺いたいと思ひま

す。

○富樫政府委員 外貨債の処理問題に

つきましては、前回の委員会におき

まして、風早委員、伊藤委員からも尋

まして、債務は政府が承継いたしまし

て、財団に対する抵当権の抹消行為を

行つています。しかしながらこれが現在

の国際情勢において、あるいは現在の

占領下における日本の立場といたしま

して、有効であるか、無効であるかと

いうことは、しばらく議論のあること

であります。かりにそういう処置は

約款の定めるところによつて、一切さ

ようなものは無効であるということ

前提といたしますならば、外貨債は工

場財団全部に対しての効力があるもの

である、前回かようにお答えしてお

きました。しかしながら現在まだ外貨

金の取扱ひに対して、外貨の送金方

法、その他を確保いたします法律の制

定もありませんし、それらの経過につ

きましては、通商省としてはよくわか

つておりません。大蔵当局の御出席を

煩わしまして、ある程度の御説明を申

し上げたいと、前回申し上げておいた

次第であります。きようは間もなく、

理財局長が司令部から帰つて、ここに

出席されるのでありますから、その

上で、これは風早委員、伊藤委員の御

質問とあわせて、現状を報告してい

ただことにはいたしたいと思ひます。

○有田(喜)委員 しかばその問題

は、大蔵御当局が御出席になつてから

のことにはいたしまして、私がさつき質

問いたしました、全国の電気事業固定

資産の、かつての外債に対して物上担

保になつておいたものの割合は、どの

くらいになつておいたかという事はわ

聞きたいです。

○宮内府委員 たいだいまのお尋ねの、總資産に對してどの程度の担保権があつたのかということにつきましては、たいだいま大體の概念として、工場財団の性質から、ほとんど全部に及んでおつたと申し上げていいと思います。その後併合せられたり、いろいろな關係がありますので、詳しくことはたいだいま資料がないので、詳しくは、取調をしまして、正確なことをお答え申し上げたいと思います。暫時御猶予をいただきたいと思ひます。

○有田(喜)委員 それではそれでけっこうでございますが、その資料を出してくださいときに、全電氣事業財産のいわゆるブック・ヴァリユーというものと、大體の見当でいいのですが、物価指數をかけたものでもいいのですが、再評価價格というものを、出していただき、大體どの程度になるかということ、資料として御提供くださいれば、非常に仕合せだと思ひます。なお次に電力外債以外の社債について、特別担保になつてゐるものがあるかどうか、もしあれば、どのくらいそういうものがあるかということ伺ひたい。

○農林省委員 たいだいまのところ、日英關係と申しますか、電氣事業の總資産は簿価にいたしまして、固定資産が二百二十三億程度であります。これがどの程度再評価ができるかということとは、しばしば問題になつておりました、それらの企業体において検討されてゐると思ひますが、通産省にいたしまして、先般各基幹産業に對する再評価の限度というものを、予想され

ます。資産再評価法に基いて考へて見ますと、どうも自由評価でありますけれども、大きな産業には低いものでは四・三倍程度、最も大きくしまして十六倍以上越えることは、將來無配当になり、欠損になるという危険を冒せば格別であります。企業の収益性を考へれば、むづかしいのじやないかと思つておられます。一般的に言われております再評価の價格は、概算三千三百四十億くらいになると言われておりますが、この數字に對しましては、必ずそれが適當であるということはないと思ひます。

それから国内債に對する担保の關係であります。これはたいだいまきつめて少額のものが残つております。やはり數字はここに持ち合せておらねようであります。先刻の資料と合せてお答えすることにしたいと思ひます。

○有田(喜)委員 なお資料をいただき、またときに、外債なりまた国内の社債なりの期限というやうなものをおわかりでしようから、そういうものも合せてお聞かせ願ひたいと思ひます。

なお理財局長にお伺ひしたいのでありますが、外債期限、これはいろいろ外債がありますから、詳しいことはいつころであります。大體短かいものが何年ぐらになつておるか。長いものはどのくらいかということをお聞かせ願ひたい。

○伊原政府委員 外債につきましては、戦時中いろいろな処置をいたしましたことは御存じの通りであります。が、外債の全体について申し上げます

が、現在期限の到来しておりますものは、元本につきましてドルに換算しまして六千二百萬ドルという計算に相なつております。なお個々の外債の期限につきましては、手元にございますが、電力外債だけにつきましては申し上げず、大同七分米貨が昭和十九年八月一日、それから大同六分米貨は二十五年七月、東邦七分米貨は三十年三月十五日、信越六分米貨は二十七年十二月、日電六分米貨は二十八年一月、東電六分米貨は二十八年六月、東邦五分米貨は二十八年七月十五日、宇治電七分米貨は二十年三月、こういうふうになつております。

○有田(喜)委員 これらの外債に對しては期限の到来してゐるものがあり、督促のようになつてゐるものがある。督促のようになつてゐるものがある。督促のようになつてゐるものがある。

○伊原政府委員 外債につきましては、たいだいまお尋ねのやうに期限の到来いたしてゐるものもございする。それから利子の未拂ひのものが、累計がドルに換算いたしまして、一億五千萬という金額に相なつております。が、終戦後これらをどう処置するかという問題につきましては、昨秋からあります。吉田総理大臣からできるだけ早く支拂ひをしたい旨の談話があり、これが政府の方針でございます。が、具体的にいつから支拂ひをするかという問題は、まだきまつておりません。

日本の國際收支が多額の米國の援助によつて支持されておることや、外貨債の債権者以外にも多くの對外的債権者があること等、具体的問題として

は時期、方法などいろいろ検討を要する点がございます。日本といつたしましては、今後外債等の發行によりまして、外資の導入ということが、ぜひとも必要でございます。日本は戦前までは一度もデフォルトしたことのないう債権者として信頼を得てゐる国でございます。できる限り早く、期限の到来したものと、利子の支拂ひを開始いたす時期の到来することを切望してゐるわけでございます。

○有田(喜)委員 国内の御方針は決定されてないやうでありますけれども、これはやはり相手があるわけですが、相手の方から、何かこの問題につきまして、督促と言ひますか、あるいは注文と言ひますか、さういふ交渉のやうなものでも、今までありましたかどうか。

○伊原政府委員 個々のケースにつきましては、担保がどういふふうになつておるかとか、いろいろな問合せが参つたことはございするが、全体としていふことは、外債の處理をどうするかといふことは、いまだ話合ひはいたしてございせん。

○有田(喜)委員 あるいは政府もはつきりきめておらないし、伊原理財局長に御答弁を求めるとも無理であるかもしれないが、政府としては、この問題をどう処置しようとしておるか、あるいは理財局長の一人のお考えでもつけようと思ひますが、大體方向をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○宮内府委員 外貨債の問題につきましては、ちよつと時期は忘れまして、たしか昨年の暮れころでありましたが、十二月の初めころだと覚えておりますが、總理大臣の談話といたしまして

て、きつめて近い時期に順次外債の未拂ひ利息及び元本の償還等の義務を履行して行きたい、これが方針であるといふことを発表しております通り、たいだいま外貨資金の集中に關しまする国内法も順次整備されて参ります。近頃は外資委員會の設置法というやうなものも、御審議を願ひ段々になつております。いろいろな意味におきましてこれらの法制が整備いたしましたならば、吉田總理大臣から聲明いたしたたやうな方向に向ひまして、日本の財政力の許す限度におきましてこれを處理して参りたいというのが、現在政府の考へております方針でございます。この反響として、ロンドン市場のいわゆる英貨の外債が三ポンド程度値上りしたといふやうなエピソードもあるやうなわけがあります。この方針につきましては昨年以來かつておりませんが、実行の時期等はたいだいま伊原局長から申しましたやうに、まだ不明でございます。

○有田(喜)委員 時期は困難と思ひますが、大體近い將來さういふことになるのであるか、あるいは大分遠い將來になるだろうか、そのお見込みだけでもつけようと思ひますが、お聞かせ願ひたい。

○宮内府委員 その点につきましては、はなはだ恐縮であります。有田委員の御判断におまかせいたして、しばしば明確なことは差控えたいと思ひます。あしからず……

○有田(喜)委員 實は私野党で内部のことにはよくわからないから御質問しておる。判断ができないから御質問しておるのですから、別に政府に食ひさがつてどうのこうのという考えでなく

は、法律的には考えないのでありますけれども、現在予算が安定いたしましたし、て以来というものは、国の方がむしろ

支拂い能力が非常に強くなつてゐる状

況もございまして、率直に電力会社と

いふよりなるものより 国家が債務者である方が、かゝつて且暴力が強いといふ

ある方が、かえって挫折力が強いのではないか、という意向もあるだろうであらう。

二の皿ははつきりいたし、せんが、目

本則といたしましては、日本の戦時中

の法律によつて、法律上は担保権は消

えましたけれども、財団はくずさない

で
お
き
た
い
。再
び
設
定
す
る
の
は
な
か
な

か手間がかかりますので、財団はくず

さないでおきたいと、こういう考えで

進んでおるわけにあります。

○有田(喜)委員 少しわかりにくいので

ですが、工場財団としてはやはり残つ

て行くと、こういう御見解のようです。

が、そうなつて来ると、いわゆる約款

違反をやつて行きますと、この担保権

がまた工場財団へ、今の電気事業にも

いて、その影響が来ると、こういふ解

になると思ひますか。大体そうしな

合には、私の考え通りにならなうしよ。

か、法律関係にとらなっているのが、

せよ。とわがしに、しの下すか
を願ひたい。

○伊原政有委員
私の方の申し上げた

が多少足らなかつたと思いますが、

力外債の担保としての担保は、消えて

おるわけにあります。従つて財國は今

は国内の社債その他の借入金のため

財団として、昔の財団が置いてある、

いっただけでございまして、現在の法律

的には、外貨債処理法によつて担保を

消してしまいましたから、その財団が

外貨債の担保になつておるといふわけ

1

三

では全然ございません。法律的には切れておる。ただ先ほども申し上げましたように、外貨債処理法が戦時中の処置でございますので、万一をおもんばかりまして、財団をくずさないでおいただ方がいだろうということであります。その財団は他の国内の債権を担保するためにいまなお残してある。こういうかっこうになっております。

○有田(喜)委員　そういたしますと今後の折衝によつてどうなるかわからぬ。万一約款によつて特別担保を提供せよ——政府の債務になつても担保は提供していただきたい、こういう折衝になつた場合の備えとして、工場財団をそのまま残しておく、かように解していいわけですか。

○官報政府委員　お答え申し上げます。私どもは外債の担当者としての立場で申し上げますれば、ただいまたびたび申しましたように、外貨債処理法の効力というものが認められることを切に希望いたしており、また国内的には現在何ら担保権は持つておりませんけれども、財団がくずされないでおるだけでございいます。

○有田(喜)委員　その点がはつきりしないのですが、財団がくずされぬことが便利であるということは、私もさつき指摘いたしましたように、今後の折衝によつてどういうことになるかもしれませんので、やはりそのまま置いておこう、こういうこととやありませんでしようか。もし法律的に言つて、国内的に抹消されておるというならば、外債関係はそんなものはくずしてもいいわけなんだが、しかし万一をおもひつかつて、そういう御考慮になつてお

るじやないかと思うのですが、間違つておるでしうか。大体そうならそうとおつしやつてくだされば、私はわかつて来るのであります。

○宮城政府委員　これは前回の委員会で風早さんと伊藤さんのお尋ねのときに、御指摘の点は約款違反で、日本でも一方的な法律で担保権を消滅せしめても、それは無効じゃない。そういうふうにも考えられるがどうだということでもありまして、そうすると従つて依然として外債の担保権というものは残つておるんじゃないか、こういうお尋ねがあるりました。お言葉の言いまわしは違ひ

ましたが、速記録にそういふふうには載つておると思います。それに対してこちらの考え方は、もし約款違反その他の関係でその担保権を取消したことが、無効であるとするならば、その前提の上に立ちますれば、依然として特別担保権があらゆる資産の上に持つておる、こういうことをお答えいたしてあるわけでありまして、その約款によりますことが無効であるかどうかとい

はそうじゃないでしうか。

○富樫政府委員 言いましたかやけり違ふので御判断に苦しむようなことになろうかと思いますが、今度電力再編成法というものが、近くこれも御審議を願うわけでありませう。その場合に、これは大体発表されておりますように、平面的な九分割をいたしまして、大体八十箇所の電源を各地域内にとるということになるわけであります。これを九分割といたしますと、ただいまの關係で、財団がやはり一応いろ／＼の編成がえをされることになります。その場合財団をどうしたらいいかという

ことにつぎまして、関係方面と詰めておるのでありますが、たとい所有権者はかわりましても、そのまま財団は組んでおいて、そのままに承継したらよからうというような趣旨に、ただいま交渉されております。この経緯につぎまして御判断を願いますれば、割合に明瞭になるんじゃないかと思つておられます。

○有田(警)委員　大体私は想像がつく。

のですか。これは別の機会にひとつ
らためてお伺いしましょう。

それから最近ちよつと政務次官の御
答弁で私了解できなかったのですが、
外資導入で日本へ外貨が入つて来る、
そのときにとにかく電力会社の期限
到来しておるものは、その情勢によ
て早く拂うものは拂おう、あるいは
れを切りかえ云々という言葉もあつ
うでありますが、その關係がどう
るか、もう少し明瞭に御答弁願いた
と思ひます。

○富樫政府委員　でき得べくんば、
の点もはつきり申し上げたいのであ
ります。また日本政府としての方針も

下に表明いたしましたして、これを御理解
 いただいた方がよいのでありますが、
 客観情勢はそれを許さないのでありま
 す。むしろ私が申し上げたことも、現
 下の情勢におきますれば言い過ぎの点
 もありますが、せつかくのお尋ねでご
 ざいまして、あまり知らぬ存せぬとい
 うこともどうかと存じまして、個人的
 な構想として申し上げたわけでありま
 す。この問題につきましては、ここで結

論や将来の見通しを申し上げる段階になか／＼なっております。順次電力再編成法等を御審議願う過程におきまして、事態が進行して参りますれば、国会のことでありますから、別にこれをお示ししないというような考え方は持つておりません。現状のところでは、ただいままで申し上げました程度で、許される最大限あるいは許されな

が、それは宮幄個人の意見で大体こんなものだという構想として申し上げたのでありますから、この点御了承いただきます。と思います。

○有田(喜)委員 電力再編成の法案が出たならば、やや明らかになるといって御話のように伺うのですが、電力再編成の法案は、なんでも十日過ぎに上呈されるというふうに伺うのであります。が、一週間たてばそれ以上ことが大抵

そういふふうな簡單な事態では笑はないのであります。ほんとうを申し上げますと、關係方面の意向もまだはつきりしておらない、そういふふうに私どもは承つておりますので、事態がわかるようになりますれば、その限度におきまして申し上げることを、決して回避するものでない、さような意味でありますので、どうぞ御了解いただきたいと思ひます。

○有田(黨)委員　どうもあいまいで困るのですが、しからは私はこういうふうに思っています。この電力再編成の問題になれば、相当これは大きな問題で、電力再編成を論ずる際には、今の私のお尋ねしたような問題がはつきりしないと、従つてその法案も云々できないと思います。私はこの電力再編成の法案が出ましたときには、その問題について徹底的にお願いして、そうしてそ

それが明瞭になる答弁を得られなければ、再編成に對しましてはこの委員会としても云々はできない、こういうふうな考えます。時間がたちますので、外債の問題は私はこの程度でやめますが、それだけ御了承を願つておきます。

それからこれは私の聞き違いであつたかもしれませんが、先般伊藤君がただかの御質問のときに、政務次官が電

抵当法云々というようなことをちよと言われたのですが、電気抵当法というものは今あるのですか。これはうつな質問ですが、私はそういうものがないように思いますが……。

○**富樫政府委員** そのときに工業抵当法とか、工場抵当法とかいう言葉をしまして、その中に電気事業も工場当法の意味で申し上げました。工場

産設定に關しますことにつきましてのお尋ねも、若干ありましたので、その点について工場抵当法の趣旨を申し上げ、御説明を申し上げたのであります。もしその中に電氣事業抵当法という言葉があれば、そのときの間違いであると思ひますので、これははつきりと取消しておきます。

○有田(喜)委員 その点は明らかにしましたが、今後この電氣事業について特別担保というのに対する御方針は、どういふ御方針か、できるだけこゝういふものは認めないつもりで、今提案されておるようないふゆる一般事業担保といふか、縮担保といふか、そういうふうな方式でお考えになつておられるのか、その御方針を承りたいと思ひます。

○宮崎政府委員 今後の方針といたしましては、やはり一般担保、ゼネラルモーゲージで行きたいと思ひます。特別担保の形式は採用したくない、かような方針で今回の法律案の御審議を願うような考えであります。

○有田(喜)委員 それは内外債ともにそのような御方針であるか、それらもあわせてお聞きしておきたいと思ひます。

○宮崎政府委員 外債の問題はしばらく別といたしまして、内国債につきましてはさような方針で参りたい。有田委員御承知のように、財団を設定いたしますためには、あらゆる動産も含めて一個の不動産とする効果的な財団目録をつくりましての登記、これらの手続、また一個のものが欠けましても補充しなければならぬというような義務、あるいは建物等の變更に對します修正の手続等は、実に複雑で時間と費用を要しますので、今後はゼネラルモーゲージで参りたい。こゝういふ方針であります。

○有田(喜)委員 私最近のアメリカの制度に多少うといひありますが、アメリカのごときもオープン・モーゲージの方式で進めておるうちに記憶しておつたのですが、こゝういふ特別担保といふことを強く言うのでありまじやうか。その辺も政府の方がよく御存じだと思いますが、最近の趨勢をお聞かせ願ひたいのであります。

○宮崎政府委員 外国のことはちよつとこゝではつきり申し上げてもどうかと思ひますが、アメリカの方は大体私どもの知る程度では一般担保、ゼネラル・モーゲージ、それから英國の方においても同様な売買譲渡を禁止するといふようなネガティブ・クローズといふような方式をとつておるようであります。大体の効果は一般担保と同じようなものだと思ひます。

○有田(喜)委員 せつかく社債権者保護と言ひますが、こゝういふようなことではどういふ法案ができておるのですか、私は外資導入に反對するものではないが、私は外資も内債も同一扱ひするといふのが普通の筋だと思ひます。何も外国のものだけ特別な扱いをする必要はないと思ひます。先ほどの政府の答弁によりまして、私多少悲願したのでありますが、政府はやはり外資導入はやるにしても、あまり厚遇的と言ひますが、何もかも国内のものを犠牲にしてやるというやうな態度では困るのであります。やはり内外債とも同一の方で行く、こゝういふお考えで進んでいただきたいといふことを、私は強く希望いたします。それから多少

事務的のことになります、この法律によりまして、従来の社債権者の先取特権の順位はどうなりまじやうか、その点をお聞かせ願ひたい。

○宮崎政府委員 その点は先般も申し上げましたように、同順位で先取権があるものであります。

○有田(喜)委員 現在の電氣事業に對する減価償却は、年におよそ何パーセントぐらいになつておるのですか。

○宮崎政府委員 詳細な数字は、各配電会社、日産等一々ここに持ち合はしておりませんが、大体現在の国内法で—おもに税法であります、税法で認められますものには、各種の設備がありまじやうが、大体定率法で考えまして、平均しますと耐用年数が二十箇年ないし三十箇年の線に落ちると思ひます。そこで現在百二十億ぐらいの固定資産があると思ひますのでありますが、これは日産についてもであります、そのうち大体十億ぐらいの償却を行つておると思ひますので、一割弱の償却をやつておるという程度のものであります。これは発電原価の方々に繰り込むために計算したものでありまして、それがために経営的に見ますと、赤字が出たりしてゐるものもあると思ひます。これが適正なる減価償却であるかといふことはしばらく別でございまして、ただいまさような状況になつておるわけでありまして。

○有田(喜)委員 この膨大な電氣事業の固定資産に對しまして、年にわずかに十億ぐらいの減価償却では眞の電氣事業の財産の保持には私にはならないと思ひます。本法は社債権者の保護と言つております。もちろんこゝういふことにはなるでございしやう。しかしながら先

ほど言われたやうな減価償却の状況では、私は眞の社債権者の保護にはならないと思ひます。そこへもつて来て今回の税法の改正によりまして、あるいは附加価値税あるいは固定資産税といふやうに、電氣事業は非常に大増税である。社債権者保護の見地から言ひましても、また財産保持の立場から言ひましても、償却はもつとやらなくちやならぬ。そこへもつて来て増税がある。こゝうなつて来ると、電氣料金の原価に非常に響いて来る。そなたつて来ると、電氣料金の高低は他の産業に非常に重大なる影響を及ぼすので、電氣料金の値上げといふことも、そう簡単には参らない。その間の調整が非常に私はむずかしいと思ひますが、政府はこれに對してどういふやうな方途をもつて調整をはからうとされてゐるのか、その御見解をうかがふに承りたいと思ひます。

○宮崎政府委員 現状に對します問題につきましては、ただいま概略申し上げたやうであります。將來にわたりますしては、再編成が全うされます。これは根本的に民有民営の企業になります。その企業意欲と企業努力によりまして、あるいは複成原価をねらいます。固定資産の償却法をとりまします。あるいは減耗した部分の補充をいたすための資本蓄積のための減価償却をいたしますか、これは経営者の意欲によつて決することでありまします。しかしながら今回の電氣料金の値上げ等につきましても、減価償却の不十分等も考慮せられてやられておるものであります。御意見としてはこゝうなものであります。債権者保護の目的を達成するための減価償却、續いては複

成原価を蓄積いたしますところの資本の蓄積といふやうな面から参りますれば、十分なる減価償却をいたして参りたい。その結果をいたしまして、先刻もちよつと言及いたしましたように、自由評価の再評価であります。なかなか大産業は倍数の大きな評価がでないものであります。どうもわれわれ産業省の立場から見ますと、概略四倍ぐらい、四・三倍といふのは低いので、大きいでも十六倍ぐらいしかできないだらう。その線はどこに引きましたかと申しますと、再評価税は、直接の固定資産税、附加価値税、これらを見積りますと、こゝういふ倍率で、それ以上の倍率で、評価いたしますと、欠損になつてしまひまして、せつかくの減価償却という効果も資本の蓄積にならない。資産の複成あるいは維持補修といふことも全うできない。かような形になりますので、これは再評価の点におきまして、いろ／＼と検討いたしまして、御趣旨のやうな点に合致するやうな方法を選びたいと思ひます。実は事務当局とも打合せまして、主に事務当局といたしまして、電力局といつて、その担当の事務当局におきましてはむしろ盲でありますので、これは企業局方面におきまして、専門的なひとつの検討を加えておるやうな状況であります。

○有田(喜)委員 どうも今の御答弁では満足できないのですが、政府はまだ全体を通じて立場の御見解はつきりしてない。たとえば企業努力云々とおつしやいますけれども、今の電氣事業で企業努力によつて浮いて来る利益といふものは微々たるものである。それよりもちよつとひと雨降るといふ方の

利益が多いので、自然に左右される幅がずつと多い。企業努力云々によつて大きな期待はできません。もちろん多少はできますけれども、今私が質問したような大きな問題を解決する要素にはならない。私はこれは非常にむずかしい問題だと思ひます。ことに今のようない問題の状態では、電気事業の財産を保持することはできない。そこで政務次官は資産再評価税で、現実今すぐ税金を納めるのは困るから、相当幅があつていいじゃないかとおつしやいますけれども、もちろん税金を納めるのが目的でなくて、財産の内容を堅持することが目的なのであります。今のような程度では十分な保持ができない。そうなつて来るとやはりそこに料金の原価が高まつて来る。料金が高くなるという国民生活並びに他の一般産業に対して重大なる影響を及ぼす。そこでやはり電気事業の特殊性にかんがみて、いわゆる施設の合理化といひますか、できた電氣を一滴の水といへども、むだにしない、その意味の合理化、もちろん企業努力も必要であります。その設備の合理化によつて、同時に資本の合理化、各方面の合理化を積み重ねて企業の堅実化をはかるとともに、料金の値上げをしないように努力しなければならぬと思ひますが、どうもそれらに対する御見解がまだ私はつきりしてない。今の電力再編成、それはそのときに論じますが、真の電気事業の特殊性というものを把握せずに、何か上調子でやつておられるような感じがしてならないのであります。これは脱線になりますから、これ以上は申しませんが、今回のこの法律を通じまして、今申しましたような

点をよくお考えくださいまして、電氣事業の堅実化とともに、料金値上げに來ないよう、その調整方法について十分な御考慮を拂われんことを私は強く要望して、今日の質問は打切りま

す。

○官廳政府委員 有田さんの御質問は終りのようであります。今までの御質問の中で、こちらの言葉が足りないか、つたことに原因しますが、十分意思の疎通しない点につきまして、終りに補足させていただきます。

先ほど担保の問題で内外債同じかというお尋ねに対して、外債はしばらく別として考えたいということを申しました。それが外債に対しては特別待遇をする意味だ、こういう意味にお聞きとるに、なつたようでありまして、さうな考え方では申し上りたのではない。諸般の事情でまだ申し上げられない段階である、多くを言えない時期であるから、それで外債に対してはしばらく別として、内国債につきましては御意見のようにいたしたい。こういうことを申し上げたのであつて、それが外国債に対して特別の待遇をしようという前提の意味ではないことをひとつ御了承いただきたいと思ひます。特に今回見返り資金は特別担保をもつてで

き上つたものを財産に編成して、担保に入れた。さうな特別担保から一般担保にかえてもよいというところが、今度の法律でありまして、私どもはやはり外債が入りましたときでも、ぜひ内国債と同じ待遇をしていただきたい。こういうことを念願しておるものであります。今のところ外国債の処理につきましては、何とも申し上げられ

れない時期でありますので、外国債はしばらく別といたしましてという言葉を使つたわけでありまして、内債に対する特別待遇を意味することに、もしお聞きとりになりましたならば、その点は私の言葉の足りなかつた点でありまして、御了解願ひたいと思ひます。

また固定資産の償却が足りない、それは考え方がまともであつておらぬじやないか。その点も一応御意見としては私は承服するにやぶさかではありませんが、現在国家が強力なる整理監督権を持つておられますので、これに対する指示、命令、監督を實行しておるのであります。民有民営の企業の分断の後において、民有民営の企業はその企業者の意欲によつて、いわゆる企業の努力の中に御指摘のように水といへどもむだにしないような企業の合理化等も含めた意味で申し上げたのであります。その民有民営の特質から生れて参ります状況におきまして、適当な減価償却の行われ行くことを期待するものであります。しかし御指摘のように公益事業でありますので、それをただちに料金に及ぼしまして消費者に、あるいは事業家に絶大な影響を及ぼすというところは、もとより遺憾とするところでありまして、今回できました公益事業委員会、この規定によりまして、事業そのものが民有民営でありまして、従來国家が管理して参りましたような一つの公益性の面におきましては、事態を十分公益委員会の操作において、権限によつてできるやうにいたしたいと案

を十分公益委員会の操作において、権限によつてできるやうにいたしたいと案

いたしてあるものであります。御意見の点はまことにひとつもありません。それらの点につきましては、十分公益事業委員会において弊害のないよう

に、是正して行く道を講じて参りました。かように考えておるわけでありまして、ただ事業家がかつてに料金を上げて、償却をたくさんするから料金が上つてもしょうがないという行き方にさせたくないと思ひます。しかしながら御指摘のような資本の蓄積のための減価償却、あるいは株主に対する適正な配当、たとえば八分の配当、かようなものを確保することを妨げて行こうという考えを持つておらないのであります。どうぞ御了承を願ひます。

○有田(喜)委員 もう質問はせぬつもりでありましたが、御答弁の中で、まだ質問ができたので、一言だけ追加させていただきます。内外債につきまして特別の区別はしない、同歩調で行くというところはけつこうであります。その考えをただ口先だけではなくして、実行面において実現されんことを強く要望します。

それからあとこの合理化の面につきましての政務次官の御答弁もわかりました。ところが政府で今いるような電氣事業を監督しておるから、経理も云々とおつしやいますけれども、せつかく政府で監督されておるならば、最近電氣事業がまだ配当するということを聞きますが、なるほど本年は多少の利益が出るだろうし、水のかげんもよかつた。ことに先般の料金値上げが相当きいたけれども、電氣事業をほんとうに考えるならばまだ配当の時期ではない。もつと社内留保をやるべきだ。ただ株価が非常に下つておる。それがいろいろ社債を募集したり、その他資金獲得の面において苦慮していることもわかりますけれども、しかし私は電氣事業は、配当があるから株が上るといふも

の面において苦慮していることもわかり

のではなく、電氣事業の内容を堅実化する方が、むしろ株を堅持するゆゑなんだと思ひます。せつかく政府が監督されている以上は、あるいは八分配当とかいう声が出ておられますが、その配当のごときも、もう少し今日の段階においてよく監督される必要がある。これは私の希望として強く申し述べておきます。政府の善処方を要望します。

○神田委員長代理 次は伊藤憲一君。○伊藤(憲)委員 大作私の理財局長に對する質問は、有田議員から質問しまして終つたのであります。ただ私から一言申し上げたい問題は、外債の担保について、ただいまの御答弁では私といたしましても、どうも納得が行きかねるので、もう少しはつきりしていただきたいということを申し添えておきます。

それからこれは官廳政務次官にお伺いいたしますが、一昨日見返り資金の運営につきまして、援助物資が飛べない場合に、貿易特別会計からくれるのは百五十億のわくがあるというふうな御答弁があつたと記憶するのですが、さうでありますか。

○官廳政府委員 それは連記録を讀んで見ないとよくわかりません。私申し上げましたのは、貿易特別会計の資金繰りによつて借入れができません。限度は、現在の記憶では百五十億だと思つておる。こういうことを申し上げたわけでありまして、貿易特別会計から見返り資金の特別会計へ繰入れます場合に、百五十億の借入れ金までして繰入れることは可能であるけれども、それを越えてはできないのだ、こういう意味で申し上げたと思つております。

○伊藤(憲)委員 その百五十億のわく

というものをどこでおきめになったのですか。

○宮崎政府委員 もろろん国会において御承認をいただいたその限度が、きまつておられるわけでありませう。

○伊藤(憲)委員 私も国会のあらゆるところにみな顔を出しておられるわけなので、記憶がないのでありますが、いつどこでおきめになりましたか。

○宮崎政府委員 確たる日時等の記憶はありませんが、第五国会におきまして、大蔵委員会において、この特別会計を審議する場合にきめてあると思ひます。借入金金の限度額は、各会計ともきめてあるわけでありませうので、そのときにおきめたとおつております。

○伊藤(憲)委員 その点私も一昨日不明確な点がありましたので、第五回国会で、宮崎政務次官と一緒に大蔵委員を呼ぶつていた風早さんにも聞いたのですが、そういうことはきめてないはずであるということでありませう。もしそうであるとしておきまなければ、この点を明らかにしていただきたい。

○宮崎政府委員 議決の年月日、公布された年月日等は調べてお答えいたしますが、たしか第五国会であつたと思ひます。御質問の点は、援助物資がもし入つて来ては売れなかつたならば、見返り資金の方の積立はどうなるかというこの御質問であつたと覚えております。その場合においては見返り資金特別会計へ積立てるものは、貿易特別会計のうち、援助物資特別会計から積立てるのであつて、見返り資金特別会計は、歳入を計上いたしましたけれども、歳出の部分は必ずしも全部使わなければならないというところになつておられないのであります。いわゆる一々解除の承認

によつてやるのでありまして、ただこの承認の問題については、風早委員からなか／＼痛烈な御質問があつたように覚えております。そういう状況でありますので、見返り資金特別会計は借入ができませんのでありますが、貿易特別会計は、そのときの記憶では、たしか百五十億を限度として借入ができる。その限度においては積立、繰入れはやつて行けるのだというところを申し上げてあつたはずであります。従つて貿易特別会計としては、公団処理に対する見返り資金の売却金の回収金が遅れますと、一応資金の上において困難をします。しかしそれは公団の収支損益とは別問題である。こういうふうにお答えしておいたのであります。

○風早委員 今私の名前が出ましたので、私も宮崎さんと一緒に大蔵委員の理事をやつておりました。その当時の問題は審議に當つたはずであります。私が私としてはこの百五十億というところをどこできめられたか全然記憶がない。宮崎さんは記憶がきつて明瞭な方であるから、間違ひはなかつたと思ひますが、私は全然記憶はない。そこで伊藤君から聞いておられるわけですが、この点はやはり一つの問題でありますから、大体どこでどういう根拠できめたか。見返り資金特別会計法案審議の際に、そういうふうなことがあつたというところは、私は記憶がない。これはあるいは私がまつたく健忘したのかもわかりませうから、あらためてお尋ねしたい。

○宮崎政府委員 前々申し上げましたように、見返り資金特別会計、これに対する借入金金ではないのでありまして、貿易特別会計の借入金金は前からやつて参りまして、その限度額は毎年度きめてあるように私は覚えております。この間突然の御質問でありましたけれども、私の記憶では百五十億が限度であると思つておられる。こういうふうにお答えしたわけでありませう。これは何日に公布したかというところは覚えておりませんが、確かに国会で審議したと記憶しております。なお御疑念がありましたならば、その点を調べてみて、特別に委員会でも申し上げなくても、ここにこんなものがあつたぞというふうなことでいいと思ひますので、その点で御了承をいただきたいと思ひるのであります。

○伊藤(憲)委員 私の質問するのは、この法案と重大な関係があるから、質問をするわけですね。私が最近聞いた話では、最近に至りまして援助物資が売れない。売れない場合でも予定された見返り資金を積み立てなければならぬ。これはいろいろ電気事業や何かをやつて行くのであります。そこで売れても売れなくても三月ごとには貿易特別会計から繰入れて積み立てるということになりますと、極端な話では千五百何億に及ぶ見返り資金が貿易特別会計から繰入れられる。その繰入れられた赤字は、われ／＼の税金で拂うということになりますと、今まで論議されておつたこととは別途に、純然たる日本人の税金になつてしまふのではないか。こういう性質を帯びてゐるのではないかと。そういう点で質問をしてゐるわけなんです。そこで対日見返り援助資金特別会計には、この百五十億云々というものはないという解釈を、あなた方はとつてゐるわけですね。これはおそろしく法文に載つてゐないのではないかと。そ

こで貿易特別会計の方で百五十億を見返り資金とは限らず出すということがきめられたというところを、今宮崎さんはおつしやつてゐるのではないでしようか。

○宮崎政府委員 初めはつきりいたしました。私は貿易特別会計の借入金金の限度額が百五十億だとお答えしておつたので、援助物資特別会計は借入れができない性質のものであります。従つてそれが国民の血税によつて償われるのではないかと御意見は当らないのであると申し上げたので、もしその点に行き違ひがありましたならば、私の方で訂正してもよいと思ひます。

援助物資特別会計は貿易会計の一つのわくの中に入つておりますが、特別の扱いでありまして、この百五十億は一般物資と見合ひの問題でありませう。援助物資には関連のないことではあります。その点御了承をいただきたいと思ひます。

○伊藤(憲)委員 そうしますと、もう一度念を押しますが、援助物資が入つて参りまして、それが民間に拂ひ下げられて売れない場合に、どうなさるかという質問をしてゐるわけですね。

○伊藤政府委員 事務的な問題でございしますから、私からお答え申し上げます。ただいま宮崎政務次官の仰せになりましたように、貿易資金の特別会計のうち援助資金に見合う部分は別経理をいたしております。そしてこれは大体船が入りましてから、二箇月ほどたちましてから、金を繰入れる指令が参りますので、金がないのに繰入れの指令が来るというところはございませう。従ひまして見返り資金以外の部分、援助物資以外の部分がそのために影響を受

けるというところはございませうので、援助物資の勘定は別勘定にいたしておりまして、それが売れてから大体二箇月くらいたつてから、月七十億ずつ繰入れの指令が参つております。従ひましてその部分については借入れの規定もございませうが、売れてから入りませうので、何らの支障がないということに相なります。

○伊藤(憲)委員 それでわかりました。とにか／＼かりに七十億程度を入れに行きますと、これは八百四十億が繰入れられることになるので、もし特別会計が赤字になつた場合には、当然一般会計から埋めるようなことになるのですか。そういう点はどうですか。見通しを持つてやつておられるのですか。

○伊藤政府委員 見返り資金は、御存じの通り援助物資が積みまして、それが売れた場合に初めて見返りの円ができるのでございします。予定通り入つて来ないというふうなときには、見返り資金の方の特別会計の歳入面が減るだけでございます。一般会計から繰入れるとか何とかいうようなことは全然ございませう。船が着きまして、売れて二箇月ほどたつてから、見返り資金に円を繰入れて行く。こういう操作になつております。

○伊藤(憲)委員 その点はつきりいたしましたが、援助物資で入つて来たものが売れて、初めて積み立てられるんだから、売れない場合をどうするかというところを聞いておられるのであります。

○神田委員代理 伊藤君のお尋ねですが、今審議しております法案に多小は入れられているのではありませんかと思ひます。売れなかつた場合はどうするか

というようなお尋ねのようですが、売れなかつた場合には、資金の繰入れをしないということ、大蔵省の政府委員がはつきりお答えをしておられるわけですから、これを通産省の政府委員が答弁なさることはけつこうだが、お聞きされて満足が行くか行かぬかということは、別問題じゃないかと思ひます。

どうですか。通産関係の御質問は終つて——いろいろ先ほどからお聞きしておるのですが、多少疑問の点があるというので、私は通産関係の方の質問をお許ししておるわけですが、質問の筋は大蔵関係だけというようにすることに相なつておるようでありまして、別にりくつを言うわけじゃないのですけれども、他の委員会でおやりになる面にも入つておられるように思ふのですが。

○伊藤(憲)委員 しかしこれは法律の名前からして見返り資金に重大な関係がありますので、そういう点をお伺いしておるわけでありまして、通産委員会の質問が終つたと言ひますけれども、御答弁がなくて、これは大蔵省から答弁してもらうというので、きょう有田君が質問いたしましたから、私は大蔵当局に対する質問を簡単にしますが、もしなかつたなら有田君と同じ程度にこの問題についてやらざるを得なかつた。

もう一つは、見返り資金の現在の日券に対する貸付けの特約條項の資料もきょういただいたのですから、これもこの際、もちろん長いことじゃないが、質問は若干あるわけです。そういう点を御了承願ひたいと思ひます。満足行かなければしょうがないと言へばそれまでですが、しかし少くとも対日見返

り資金の借入金金の担保に関する法律です。対日見返り資金の性質を、これはこと新しく起つて来た状態です。満足の答弁ができないというならば、それでけつこうです。

○宮崎政府委員 別に政府当局は答えて回避いたしません。御質問に應じて即刻御答弁のできないことは、取調べてお答えする用意を持つておるわけでありまして、しかしながら援助物資が売れなかつたら、積立てができないのでありまして、その点はつきりしておるのではありません。伊原局長が答えた通り、七十億なら八百六十億の積立てし

かできないというところは、算術的にはそうなると思ひます。しかしながら繰入れて参りますことは、大蔵省の方から話がありまして、司令部からの指令がありまして、順次私のところにもわつて来まして、少いときは十六億とか十七億の積立てを繰入れておつたこと

もあるのではありません。なか／＼昨年の前半は始めたばかりで、積立てがうまく行かなかつた。後半において追いついたというやうなことで、七十億と申したのは、毎月平均七十億で行くんだという意味でもなければ、あなたが御指摘になつた滞貨という意味は全体の滞貨で、前回御指摘になつた援助物資の滞貨は今日になつて生れて来たので、援助物資の方は滞貨になつても、それは積み立ててありませんから、それが国民の血税に影響するといふやうなあなたの考へ方には、私も答弁ができませんのであります。その点御了解いただきたいのであります。

約條項をいただきましたのを讀みましたので、二、三の点を御質問したいと思ひます。これは法文にも書いてありますが、日券に対する貸付金の特約條項のうち、この法律によつて失効するのは物上担保に關してだけでありまして、従つてあとの條項は生きておるといふことであるか、伺ひたい。

○大島政府委員 お答えいたします。御審議願つておりますこの法律によつて、失効いたします部分は、法律案の附則第三項にございまして、物上担保を附することを約した契約の條項は失効する。その部分だけでございまして。

○風早委員 今見返り資金の問題が伊藤君からいろ／＼出たのであります。これは實際この法案の前提として、やはりこの際その性格を明らかにしておかなければならぬ。この見返り資金の問題で政府は重大なつづきをやつておるわけでありまして、これは前回の官廳政務次官のお答えの中に、はつきりみずからこれを認めておられたやうです。その附帯決議でもつて、見返り資金の運用は連合軍最高司令官の承認を事実上要するんだ。それを国会の名においてむしろお願いしてあるんだ、そういう附帯事項をつけたんだ。だからこれを大いばりで向うさんの承認を得るんだといふやうな、先ほど有田委員の質問の中にもありましたが、はなはだ屈辱的な態度を政府が見返り資金の運営についてとられた。これは政府だけでは、要するに国会の多数がとつたのであります。そこから問題が出て来ておつて、そこでこの見返り資金の運営、その貸付け、こゝういふものについていろ／＼な

問題が起つて来るといふので、私もこの際もう一度見返り資金の性格について明らかにしなければならぬといふので、そういう問題が出たと思ふのです。しかしながら私は少し観点をかえて申し上げますが、この法案の根本のねらいは、むしろ表面に出ておる見返り資金の問題というよりも、特に外債の担保権の問題、この点に主眼点を

問題が起つて来るといふので、私もこの際もう一度見返り資金の性格について明らかにしなければならぬといふので、そういう問題が出たと思ふのです。しかしながら私は少し観点をかえて申し上げますが、この法案の根本のねらいは、むしろ表面に出ておる見返り資金の問題というよりも、特に外債の担保権の問題、この点に主眼点を

見出しておるわけでありまして、いづれも見返り資金が貸し付けられまゝして、担保が設定せられておるものがあるわけですね。かかる日券の場合にのみ特に慎重なる法案といふものが出

ておる。担保権について法案が特に出

も、これはきわめて当然の問題として出て来るわけでありまして、今分断との関係については、一応法律的、形式的な御説明はありましたが、それ以上の御説明はどうか聞けそうにないのではありませんが、もう一つくささないで、工場財団の資産の再評価、この点についてもある程度有田委員の方からも出されておりますが、この資産の再評価については、もちろんこれは工場財団だけでなく、全財団について行われるわけでありまして、どういふ見通しを今持つておられるか。これもまた財団に対して、抵当権を持つておられるの社債権者の保護という面から、一応問題になり得るような点であると考えるのであります。その見通しをひとつ政府の方で御説明願いたい。

○官報政府委員 先刻も申しました通り、再評価の問題につきましては、いろいろな数字が出ておりますが、通産省としましては大きな倍率の評価は困難であると思つております。かようなことで現在具体的にこうしようと思つておりませんが、少くともその再評価自体によりまして、御指摘の社債権者の利益をそこなう結果にならないものと信じております。

○風早委員 今社債権者の側からあるいはまた司令部の側から、この担保物件の問題について、まだはつきりした談合がない、指示もないというようにことであるが、なぜそういうものが遅れておるのかという点について、政府はどうかというふうに考へておられますか。

○官報政府委員 しばしば申し上げましたように、その点についてはまだ日本政府としてはつきりしたことを

申し上げられない段階にあることを、御了承いただきたいのであります。

○風早委員 はつきりしたことは言えないと言われますが、これは問題のポイントでありまして、そういう点で大体政府はどうかという見通しを持つておるかというところは、言えるのではないかと思ひます。見通しというよりも積極的に政府はどうかという方針で臨もうとしておられるか。これは先ほど有田委員から質問がありまして、内債、外債について特別な差別をつけてはいないよいうな意向を持つておる、政府としてはそういう希望を持つておるというよいうお話でありましたが、そういう点で実際問題として、どういふ見通しを持つておられるか。そういうことは今までの政府の対外関係の交渉の実績、その実際の力関係からしまして、実際どういふ見通しになるのであるか。われわれは今この法案だけを分断問題と切り離して、この賛否が問題になつておるわけでありまして、分断問題について、これは各委員にも聞いておいてもいいのですが、分断問題について皆様方は実際相対が強いわけでありまして、もし分断問題について実際に反対であるというならば、どういふポイントで、どういふ意味で反対であるのか。私は本法に出ておる外債に対する特別な措置の見通し、それはここに出ておりませんけれども、むしろ見返り資金よりも何よりも優位に、社債権者というものを保護しようとする、外債を保護しようとするのねらいがある。そういうところからこの再評価の問題も出て来るし、分断の問題も出て来る。つまりこれらの社債権の對象になつておる工場財団の主たる存在地帯

が、分断の結果どういふことになつて来るか、この問題につながつておるのであります。これはもう不可分であるといふことは考へるのであります。この問題の賛否の討論に入る前に、ある程度の政府の見通しを、もう少し責任を持つて答えてもらいたい。ただ外債、内債で同じような取扱ひにしたいと思つておると言われるだけでは、いつでもそういうことは思つておられるのであります。またこれは日本人として当然であります。実際どういふ見通しを政府は持つておられるか。どの程度まで確信があるか。これはひいては料金の値上げ、さらに再値上げ、再々値上げということになつて、産業に対してさらに甚大な影響を與へざるを得ない諸口を、ここにどう上げて来る問題でありますから、どうしてもわれわれとしてはもう少しはつきりした政府の見通しを伺つて参考にしたいと思ひます。

○官報政府委員 現在政府が日本の産業経済を破壊しようという政策をとつておらないことは、天下周知の事実であります。従ひましてそれらに對しき御意見は、單なる御意見としてしか承れません。それから見通しにつきましては、有田委員の懇切なる御質問に對しまして、こちらは許される限度に對して、あるいは言い過ぎになるかも知れないと思つて申し上げたのであります。それもおそらくその構想は宮内閣個人の考え方であるとも敷衍して答えておる通りであります。現在の見通しは右から左、左から右、縦から横というよき具体的なことは申し上げられない段階であることを、重ねて申し上げます。

○風早委員 では、どういふわけで特に日英に対する見返り資金の場合についてのみ、こゝういふ一般担保の設定という法律を、特に法律としてお出しになるのか、その立法理由をこの見地から、もう一べん御説明願つておきたいと思ひます。

○官報政府委員 電気事業法につきましても同様な規定がありまして、見返り資金は最初特別担保というむすかし条件がついておりましたが、それを一層簡單なゼネラル・モーゲージの制度に確立すべきである。かように考えましたので、立法措置を講じて御審議をわづらわしておるのであります。

○風早委員 では日英その他に對する担保権の設定の場合にも、同じよき法律をお出しになるつもりですか。

○大島政府委員 お答えいたします。この法律案の對象となつております電気事業会社は、日英のほかは各配電会社を考へております。その点第一にお断りしておきます。

次に日英等の電気事業会社以外の会社に對する見返り資金の貸付金につきまして、同様の措置を講ずる考へがあるかどうかという点の御質問でございますが、ただいまのところ、このよきな措置を講ずる考へを持つておりません。敷衍して御説明申し上げますと、なぜこゝういふ法律を特に電気事業会社について提案いたしましたかと申し上げますと、先刻來官報政府次官が御答弁になつておりますように、現在の電気事業法におきまして、国内の社債についてこれと同様の二般担保の制度があるわけでございます。現行法におきましては、電気事業法以外にはさうな場合がないわけでありまして、片方現

在の特約條項等におきましては、見返り資金の對象となつております工事あるいはそれによつてできる設備を、見返り資金としましては、財源を確保するために必要にしてかつ十分である限度におきまして、特定の担保を徵する約束をして参つたのでございませうけれども、こゝういふ手續をいたしますためには、かなりの費用がかかり、日数がかかる。かつまた一般の国内社債等による資金の市中調達との調整に、いろいろ困難を生ずる場合もございまして、一方におきましてこゝういふ手續と費用を軽減いたしますと同時に、他方において電気事業会社の社債等による資金の調達を、一層円滑にするというために、こゝういふ法律案を提出したわけでございます。それ以外に何ら他意がないことをはつきり申し上げておきます。

○風早委員 今の御答弁で、大体この法案の根本の趣旨が、社債権を十分に活用するためである、そういうふうな理解してさしつかえありませんか。

○大島政府委員 この趣旨につきましては、一方において手續と費用を簡素化するという面と、他方において、從來の国内社債等との調整を、より一層円滑にするというわけでございます。

○風早委員 結局將來の社債発行なり、社債引受けなり、社債の運営というものを一層円滑にするというためには、やはり社債権者に対する特別な保護が必要である。ですから、私が最初からこの法案の根本的な趣旨は、そこにあるのではないかと申したその点に帰着するのだと考へるのであります。結局その場合に、最後に残るのが、やはり外債と国内債との差別の問題であ

りまして、これは私ども今まで外国法人に対して特別な減税をやつたり、いろいろな措置を常に一貫して講じている現吉田内閣として、現政府当局として「ただ今一べんの官廳事務次官の御答弁で、社債において外債・内債の區別はしたくないと言われるその御趣旨だけでは、さつぱり見通しは立たない。問題の本質は、ようやく大蔵当局の今の御答弁で所在がわかりました。結局わかつたらわかつただけに、非常に危険な要素が含まれておる。また外国法人に対する特別な保護がここで法案となつて、その裏に出て来ているのだということを、われわれは指摘せざるを得ない。そういう点で、別に御答弁はもうこれ以上は、おそろく期待できませんが、われわれとしては、あくまでもその疑問が濃厚に残つたということとを、ここで表明しておきます。

○神田委員長代理 本案に対する質疑につきましては、本日社会党の委員が党大会のためお見えになりませんが、社会党の委員の質疑を留保いたしましたので、一応打ち切りたいと思ひます。なお本案の討論、採決は、次会に質疑を終了したあとで行いたいと思ひます。

次に火薬類取締法案を議題として審査を進めますが、暫時休憩いたします。二時半から再開いたします。

午後一時十五分休憩
午後二時五十一分開議
○神田委員長代理 休憩前に引続き会議を開きます。
この際お諮りいたします。連合審査会審査の件でございます。去る三月三十一日に決定いたしましたところの地方行政委員会との地方税制に関する件についての連合審査につきましては、その後立法措置として地方税法が内閣より提出せられて、目下地方行政委員会において審議中であり、また、同委員会と連合審査会を開くこととしたいと思ひますが、このようにとりはからうに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○神田委員長代理 御異議なしと認めまして、そのように決定いたします。なお連合審査会開会の日時等につきましては、地方行政委員会との都合もあり、また運輸委員会より同委員会に連合審査の申入れをいたしておる所でありまして、来る六日午前十時より以上三委員会の連合審査会を開くことと相なる所定でありますから、御了承願つておきます。詳細は公報をもつてお知らせいたします。

次に特別銃害復旧臨時措置法案を議題といたします。
この際本案の取扱ひにつきまして、特別銃害復旧臨時措置法案に関する小委員長といたしまして、私より同小委員会の中間報告を申し上げたいと存じます。ちよつと速記をやめてください。

〔速記中止〕
○神田委員長代理 速記を始めてください。
それではただいまから火薬類取締法案を議題として審査を進めます。質疑に入ります。多武良哲三君。

○多武良委員 この法案の提出理由にある技術基準の問題であります。従来現行法規は、かんじんなどところが省令あるいは勅令に委任されておつたの

ですが、新しい構想では、なるべくそういうことをやめて、新しい法規でやうて行くというように説明されておりますが、かんじんの技術基準の問題では、それがやはり省令に委任されておるのであります。すなわち法案の第七條、第十二條の製造販売、火薬庫の新設その他に關する認可許可、あるいは第十一條、第十九條、第二十三條、第二十七條の貯蔵、運搬、取扱ひ、廃棄等につきましても、すべて省令で定める技術上の基準に適合することが要求されておるのであります。この新基準の制定を、政府はいかようにされるか、御説明を願ひたいと思ひます。

○長村政府委員 ただいまの御質問に對して、お答え申し上げます。ただいま御質問のありましたように、新法の一つの特色といたしまして、でき得る限り法律自身に取締りの内容を盛り込むというところを、主眼の一つにいたしておるわけでございます。ただいま御質問のございました技術的基準は、かなり技術上のこまかい事柄にわたりますので、これを一々法律自身に掲げますことは、煩にたえないような状態になりますので、技術的基準を定めるべき事柄につきましては、あるいは第七條でありますとか、第十一條、第十二條その他各條文に根拠を設けて、その具体的なこまかい内容は、これを命令に譲つたのでございます。しかし命令に譲つたとしても、その命令を制定いたしますときには、公聴会等を開きまして、十分に審査をいたして、しかる後に省令に掲げることになります。技術的基準は、各項目と申しますか、たとえば製造施設の構造、位

置、設備あるいは製造の方法、貯蔵の方法その他項目によりましてそれぞれ非常に違つておりますし、かなり細かいことまでも規定しなければならぬと思つておるのでございます。一、二の例を申し上げますれば、たとえば製造施設の構造、位置等につきましては、製造地域であれば危険区域と無危険区域とを明確にわけるといふようなこと、あるいは製造の施設の中におきまして、火薬類を一時置いておく場所は、適當な、他の場所に被害を及ぼさぬようになすに置く、これらのことにつきまして、それらこまかい規定を設ける。あるいは製造方法といたしましては、火薬、爆薬等を製造いたします場合には、その原料の扱いにおきましては、作業に對する最少量でなければ、製造する部屋においてははなぬといふようなこと、その他各般のことにとわたりまして、ただいま申し上げましたように、公聴会で十分に審査をいたしまして、しかる後に省令で定めたい、かように存じております。

○多武良委員 ただいま御説明がありましたが、技術基準を制定するということは非常にむずかしいことであること、單に公聴会を開くことだけでは、民間あるいは学識経験者の長い間研究しておることであるので、官庁関係者だけでなく、民間の学識経験者あるいは利害関係者等を含んだ技術委員会と申しますか、そのようなものを設けて、これに諮問する、こ

ういうようなお考えがあるのかどうか、これを承りたいと思ひます。
○長村政府委員 お話しの通り、非常にこれはむずかしい問題でございます。これにつきましては、業界その他

多年この方面に十分な御経験をお持ちの方も多数あるのでございますが、私どももいたしましては、あらゆる機会に学識経験のありになる方々の御意見を拜聴いたしたいと思つております。格別委員会というような制度を設ける予定はいたしておりません。法律は公聴会だけを予定しております。特別委員会という制度を新しく予定いたしてはおりませんが、いろいろの方法で、お話のような学識経験者の御意見は十分に承る機会を得たい、かように存じております。

○多武良委員 次にやはり提案理由の二つになつておりますが、取締り担当機關の明確化ということをお考えになつておるようでありますが、條文を拜見しますと、通産大臣と都道府県知事の権限がやはり明確になつていないようにも推察されるのです。もう少しこのところをはつきり御説明願ひたい。

○長村政府委員 法律の條文自体といたしましては、御指摘のように「通商産業大臣又は都道府県知事」というふうになつておまして、どの事項が大

臣であり、どの事項が知事さんであるかというふうには、明確になつておりませんけれども、これらの権限の振りわけは、事項ごとに明確に命令の内容でいたしたいと思ひます。たとえて申しますれば、製造所の許可のごときは大臣がやる、あるいは火薬庫の許可は地方長官がやるというふうには、事項ごとに明確に命令で定めたいと思つております。

る際には、その周囲における学校、工場その他保安物件との間隔に關し、法定保安距離を完全に確保するのであります。ところが建設後にこの保安距離内に新たに保安物が新設、侵入して来る、こういうことがありますと、やはり火薬の貯蔵量を制限するとか、あるいはしまいにそこをいたたきまなくなつてほかに移転する、こういうようなことが起り得るのであります。これに對して何らかの政府は保護政策を持つておるか。事實現行法規によりまして、山口県あたりでは、新設の侵入保安物件というものは、許可しないというふうなことになるように承つておりますが、これについて承りたいと思ひます。

○長村政府委員 お尋ねの保安距離の問題は、御承知のように火薬庫その他附近に、ある一定の距離内に人家等ができませんと、ものの性質上非常に発火しやすいという点から設けられたものでございまして、取締法の関係から申しますと、保安距離を保つ義務は、火薬庫を設置しておる者その他の方に実はあるわけであります。従ひましてただいま御指摘のように、当初は保安距離外にありまして、つまり保安物件と火薬庫との間の距離が、保安距離要件を満たしておりまして、その後保安距離内に他のものが建つという事情によりまして、次第に火薬の量を減らさなければならぬというふうな、火薬関係の方に困つた事情が起きることも予想されるわけであります。さらばと申しまして、保安距離の中には絶対に他の建築物は立入つてはならぬといふことも、これまたいたしかねる状態でありまして、結局これらの点は、取締

法といたしましてはただいま申し上げましたようなことに相なりますけれども、たとえば市街地建築物法の運用その他、他の建築物その他の関係法規の運用をも十分考慮いたしまして、でき得る限りその辺の齟齬のないように、運用の面で考慮いたしたい、かように考へております。

○多武良委員 その次に、本法案と消防機関との関係につきまして御質問申し上げるのであります。本法案第三十九條第二項の届出及び第四十七條の指示に關しまして「都道府県知事、警察官又は警察吏員、かようになつておりますが、それに消防機関なるものを含めてはどうかと思ひますが、これに對してどういふお考えを持つておりますか。

○長村政府委員 この消防との関係は、火薬の性質等から申しまして、とかく火災その他の災害の原因になりやすいものでございまして、全般的に十分なる連絡はいたさなければならぬと思つておるわけでございまして、御承知のように消防法には、第七條でございまして、建築の許可あるいは建造物の使用の許可をいたします場合には、これらの権限を有する当該行政庁から消防関係の方に、それで危険はないかという意味の同意をとるような趣旨の規定もあるわけであります。この辺の運用によりまして、消防との関係は十分連絡がとれると思つてございまして、なお本法自身には特に法律上連絡の規定はございせんけれども、事の性質上今後本法を運用する場合には、適當の方法によりまして十分連絡をとりたい、かように考へております。

○多武良委員 次に現在の火薬の製造

所の所在地、その数とそれから生産量一年間どのくらい生産するか、それからその工場に勤めておる従業員の数、それからついでに生産量のうち、その使途がどういふふうに分けられておるか、これについて御説明願ひたいと思ひます。

○長村政府委員 現在の製造工場の数あるいは生産量は、かなりこまかい数字になりますので、あるいは数字にまとめまして資料で出したと思ひます。

○多武良委員 今度の新法によりまして、外国商社も自由に製造ができ、販売もできる、こういうふうになるようでありまして、来年度あるいは再来年度に無難外国商社も入つて来るということになると、製造量なんかの計画などはどういふ形になるか。これをひとつ伺ひたい。

○長村政府委員 生産量の点から申しますと、本年つまり昭和二十五年度といたしましては、二万五千トン余のものを予定しております。これはいろいろな種類のものがございまして、これども、ひつくるめまして二万五千トン、この中には今御質問の外国商社等の数字はまづたく予定しておりません。

○多武良委員 最後に、今外国商社の話を聞きましたが、一部にこの法案に關連して、戦略的に利用されるかも知れぬ、あるいはまた法案の性質上やむを得ないのでしようが、労働運動の健全なる成長を阻害するといふような声もあつたようであります。本案はただいま申し上げました通り、性質上やはり嚴重に取締るべきことは當然で

ありますが、運用とか計画によろしきを得るやうにひとつお願い申し上げて、これで質問を終ります。

○長村政府委員 この法律案は御承知のように火薬によりまして災害の防止、公共安全の維持を目的といたしておるのでございまして、現在あります銃砲火薬類取締法と同じような性格を持つておるのでございまして、その他に何らの目的もないわけではございません。また労働法規等の関係から申しまして、特にこれによりまして労働運動を云々という目的は全然ないわけではございません。この本来の本法自身の目的といたしております災害防止、公共の安全維持という目的の運用に遺憾のないように、これを濫用することのないように、十分気をつけてやりたいと思ひます。

○小金委員長代理 次は田代文久君。○田代委員 小さい技術的な点はあとからにして、政府の火薬政策に対する大きな点を聞きたいのですが、次官は見えなぬのですか。

○小金委員長代理 今すぐ呼びますが、しばらくお待ちください。

○田代委員 田代文久君。○田代委員 この火薬取締法案の根本的な性格ですが、第一條並びに提案理由の中に説明してありますように、災害を防止する。それから公共の安全を確保するといふことがうたわれておりますが、これはなお申しますと、この災害の最も大きな危険にさらされておるのは工場、火薬を製造しておる従業員、労働者諸君であります。従つてこの法規をつくるという場合には、工

場の労働者諸君の意見を聞くことが、決定的な意味を持つのであります。この法案をつくられるにつぎまして、火薬工場の労働者諸君の意見を十分聞かれてつくれたのかといふ点を、まづ御説明願ひます。

○宮澤政府委員 お尋ねの点もつともだと存じます。本法案を立案いたしました立場におきまして、化学局においては、火薬労働の意向を非公式の公聴会の形によつて承りまして、それ、その御意向を参酌いたして、立法いたしたやうなわけでありまして、その詳細につきましては、化学局長からお答えいたさせます。

○長村政府委員 ただいま政務次官から御答弁がございましたように、この法案立案の過程におきまして、火薬労働の方々にお目にもかかり、会合の席上で御意見も承りまして、十分にその点を参酌しながら現在の成文にいたしました。

○田代委員 なおこれは後ほど問題にいたしたいのでありますが、奨励とかあるいは取締り規定とかいふようなものがいろいろありまして、委任立法みたいな性格を多分に持つております。そうなりますと、今後なお、これに對しまして私たちは非常に反對でありまして、なお言へば、一時的に工場の従業員の方々の意見を聞かなければならぬといふことを聞却してもらいたくないのであります。それからこの火薬産業に對する考え方です。申し上げるまでもなく火薬産業といふものは、他の産業とは非常に性格を異にしておりまして、たとえば火薬を製造しておる資本金、会社側が、もうけさえすればいい、利潤のみを確保するといふこ

○田代委員　現在の火薬の質の変化でありますが、たとえば鋤山用といったしましては、ダイナマイトなんかが以前は比較的使用されておつたのが、現在はカーリットが非常に生産量が増えて

おるといふことを聞いておりますが、このカーリットがつまり鉄山用には非常に適するかどうか。それがもし鉄山用に使用されてダイナマイトから切りかえられたとするならば、どうしてそういうふうになつたか。その点を御説明願ひたい。

○長村政府委員 お話のように近ごろカーリットの生産は前に比較いたしまして、比較的高いおとります。つまりこれに対する需要が、やはり比較的に増大していることとあります。

○神田委員代理 今いろいろ質問されておるようですが、大事なところに触れておられたと思いますが、その表なんか出せないのですか。出せましたら、至急出していただきたいと思ひます。

○田代委員 カーリットは鉄山用として、むしろ不適当だといふことを聞いておられますが、どうですか。

○長村政府委員 必ずしも常に不適当だとは思へないものであります。価格の関係その他からたゞいま申し上げましたように、この方面の需要が多少ふえる気味になつておるといふことが言えると思ひます。

○田代委員 次に火薬の輸出入の問題ですが、今年の生産計画には、輸出用とか何とかいうことは全然考えられておらぬやうであります。現在これはやはり輸出があると思ひます。が、その内容を御説明願ひます。

○長村政府委員 火薬につきましては、輸出、輸入いずれもございませ

○田代委員 私が聞きましたところによりますと、昭和二十五年の輸入計画の中に、火薬の輸入という項目があ

るといふやうなことも聞いたように思ひます。それから台湾からの引合ひが三百万トンあつたといふやうなことが、これはたとえば関東電氣なんかにかゝりつたが千箱引合ひがあつたと聞いておりますが、これはどうですか。

○宮澤政府委員 火薬の輸出につきましては、ただいま申し上げた通りであります。何がどの方面から入ることになつたとか、輸出計画があるとかいう御指摘でございしますが、現在の状態におきましては、さういふものは、輸入におきましても、ただ昭和二十一年におきまして、朝鮮向け、北支、中支向けに爆薬を二百六十トン、二十二年に百七十七トン、二十三年に二百九十五トン、こういう数字で出ておりました。その後は二十四年以降輸出もなし。もつとも輸入をいたしませんでした。これは司令部の許可を得なければできません。現在では全然計画はございせんので、御了承願ひたいと思ひます。

○田代委員 そするとこれは平和産業用としての火薬は、日本の貿易の面から申しまして、火薬産業の発展の面から申しまして、ますます発展するのが希望であります。これに對しては、政府としましては、この火薬産業の発展のための対策、または貿易といたうものに対して、どういふ御見解を持っておられますか。とにかく今年み

たいに輸出入ともに全然シャットアウトすることはないと思ひますが……

○宮澤政府委員 遠い将来のことはし

ばらくおくといたしまして、近き将来におきまして、火薬の輸出をいたそうとか、あるいはもつと火薬の生産をあげようとかいふことは、産業の進展に

つれまして、若干の増減はありましようけれども、特段にこれを助成いたしまして、何かの対策を講じようといふことは、ただいま構想されておる事実はございせん。

○田代委員 そしますと、輸入の問題ですが、第二十四條に、輸出入に對する届出、許可という問題が出ておりますが、輸出する場合に届出なければならぬ。ところが輸入の場合には許可を受けるということになつてお

ります。これはどうしてこんなふうになつたのでございせんか。

○長村政府委員 法案では、輸出の場合には届出に、輸入の場合には許可に、区別いたしました。これは輸入の場合には国内に入つただけの火薬がふるわけでありま

す。国内生産によつて火薬がふるのと、同じやうなわけではございせんので、製造に許可を設けたのと同じ趣旨に

おいて許可制度にいたしました。届出については、できるだけ簡単に、手続を省きた

といふので、届出で済ませるところは届出で済ました、かような意味であります。

○田代委員 輸出の場合には届出制にするといふことは、つまり許可制にせず輸出するといふことは、一面から言ひますと輸出がこの条件のもとでは非常にいいといふことになりま

す。そうすると、現状はともかくとしまして、将来、たとえばどん／＼火薬を輸出するといふやうな場合に、この規定がどん／＼物を言つて来るようになるのじやないか。たとえば外国で戦争が

起る、また戦争の起る危険がある、あるいはまた国内戦が起つておるとい

ふやうな場合に、これがどん／＼生きることによつて、日本の平和的にのみ使

うといふことを目標にしながら、實際においては外国の戦争用にこれが使わ

れ、そのために知らず／＼のうちに、わが国が外国の戦争に巻き込まれ、あ

るいはそれに關係を持つといふやうな

ことになり、ひいては、場合によつては日本が、外国からうらまされねばならぬといふやうなこともなりましようし、そういうことが考えられますが、

そういう点は全然考慮されておらないかどうか。

○長村政府委員 輸出を届出にとどめ

ましたのは、御承知の通り本法は取締法でございまして、届出で足るものは届出にとどめたいといふ、きわめて

淡々たる考え方です。許可にせず届出に

しただけでございまして。御承知の通り現在貿易慣例といふものがございまして、火薬の輸出には、そちらの系統で

許可を受けることになつております。

○田代委員 そしますと、これは製造の場合もその他の場合も、この前の銃砲火薬の取締の場合におきましては、これは大体外国人は關係してはな

らないといふことになつておりました

のが、今度はこのわが国がはずれお

りやうであります。将来のために、

外国の商社あるいは会社が、日本に非

常に進出して来て、そうして日本の火

薬産業を圧迫して、またひいてはそ

うことと関連して、だん／＼戦争の方

に巻き込まれるといふやうな危険はな

いかどうか。つまり外国のそういう製

造業者、その他商社が入つて来るこ

とを許すやうなことを、なせしたかとい

う質問であります。

○宮澤政府委員 御承知のように現在

は、あらゆる産業について、内外人の

区別その他、差別を設けないといふ方

針をやつておりますので、特に火薬だ

けをさういふ状況に置いたといふわけ

ではございせん。全産業平等になが

めての措置であります。

○田代委員 これは申し上げるまでも

なく、全産業について、そういうよう

に無制限にするといふことが、日本の

保護されねばならない産業をつぶす結

果になりますことは、たえず私もが

主張しているところでありまして、こ

れも次官とけんかしても、この際解決

しませんので、この点は打ち切りたい

と思ひます。

次に、先ほどの御説明によりま

す、この規定は、災害防止を目的とし

て、従つてこの法律ができたことによ

つて、火薬産業に従事している工場の

労働者諸君には、何ら影響はないとい

ふふうに説明されましたが、この点、

なおはつきり御説明願ひたいと思ひま

す。

○宮澤政府委員 この新法を施行いた

しまして、従来の労働条件に変化が

ないといふ申し上げたわけでありま

す。この点、御了承いただきたいと思ひ

ます。

○田代委員 次に、たとえば二十八條

の危害予防規程なんか、今の説明で

は、労働者に対しては不利な点は全然

ないといふ御説明で、それが非常に強

調されておりますが、実際に私たちが

承りますと、実際はそうではない。自

分たちはこの法案が通過することによ

つて、非常にきつてくつになるのだ。

今までさえもすでに自分たちは、火薬

の

の

の

の

の

を生産しているがために、何のかんのと束縛を受けておるのに、これはまたそれが、よりはつきりした形においてされるので困るのだという声が、どこにも起つておるのであります。そういう点で、政府の考へておられる考へ方と、相当の開きがあるという現実を、まず話すわけでありす。先ほど申しました省令とか、あるいは危害予防規程に定める「危害予防規程の定め方」も、これは製造業者がこれを定めるので、従つてこれは先ほどから申しました工場の労働者諸君が、自分たちの命が危い、一番危険にさらされておるのは自分たちだから、かりにそういう危害予防規程などをつくるにすれば、工場の従業員代表によつてつくるべきで、これというのなら、むしろ話がわかりますが、逆に工場の労働者諸君は、危害予防規程をつくることについて、は、ほとんど関係せしめられないような立場になつておる。従つてこういう委任立法的な性格を持つた規程あるいは政令というものが、今後どん／＼なされるということになりますと、これは明らかに工場の労働者諸君には不利になります。この点非常に見解が違つておるようですが、実際何らの制約を受けないのかという点を、なおはつきり御説明を願います。

しそういうようなことが、労働条件になるとすれば、これは労資協約によつて、労資間で十分練られれば、御成案を得てお持ちくだされば、本法の精神に反しない限り認可を與えたいと思ひます。こちらからひな型を與えたりいたしませんので、労資間で十分お話し合ひの上、災害予防規程というものを、おつくりになつたらよろしい、かように考へております。

○田代委員 もしその趣旨をはつきり徹底いたさせますと、「製造業者は、災害の発生を防止するため、危害予防規程を定め、」ということではなくして、「製造業者並びに火災産業に従事する従業員は、」ということになぜされなかつたのか。

○宮崎政府委員 およそ企業あるいは団体、法人というふうなものには、その代表者があるわけでありまして、企業の立場から考えますと、一応その事業者は代表という立場になつておりますので、通産省が認可する対象としての団体の代表者を事業者と定めたわけでありまして、別に他意ないわけでありすから、御了承願います。

○田代委員 他意ないとおつしやいますけれども、明らかに実際に危険にさらされておるのは、工場の火災を生産する従業員であります。従つて政府が、製造業者の立場を考へ、あるいは火災産業にとりましては、最も決定的な第一義的な立場に立つておる従業員の立場を考へますならば、いわゆる製造業者が工場の代表者であるというところを規定することは、これは明らかに労働者を無視した立場であるというところが、はつきり言へると考へられるのでありますが、この点私は今の次官の

答弁では納得できないのでありまして、それを納得できるようにもう一度御説明を願います。

○宮崎政府委員 ただいまの法制の状況におきましますと、その一つの事業に携わる労働者が、その事業を代表して政府と交渉するというような立場に定められたものは、私算聞にして存じませんが、他にならうと存じます。要するに労働法規もございしますし、この取締りの趣行によつて、何ら変化はないのでありますから、従来の通り経営協議会なり、労働協約の中において、十分達し得られる労資協調の問題であらうと思ひますので、さよう御了承願ひたいと思ひます。

○田代委員 それは言葉はそのようにありますけれども、實際上においてはそのようになつておらないのであります。事実こういふ法律が出ておるというのを前提として、すでに火災製造業者というものは、いろ／＼の形で労働者に対する圧迫を加へておるのであります。その具体的な内容を質問します前に、工場の従業員、労働者は、この法律では直接取締りの対象にはなつていないかという点を御答弁願ひます。

○長村政府委員 先ほど政務次官の御答弁にありましたように、この法律によりまして各種の義務を負いますものは、製造業者あるいはその他の事業者であります。これが責任を負ふことになつております。

○田代委員 この二十八條の第四項の中には、「従業員は、危害予防規程を守らなければならない」といふ條文がはつきりあるのであります。製造業者が自分の立場を主體的に考へてつ

くつた規程に、従業員が従わなくてはならないということになりますと、これは明らかに工場の労働者諸君にとりましては、不利な規定があることが予想されます。なお申しますと、この点だけから申しましても、明らかに火災産業に従事している工場の労働者に対する圧迫あるいは取締りということになつておると思ひますが、この点どうですか。

○長村政府委員 危害予防規程は、二十八條に明らかにありますように、その製造場におきます災害の発生を防止するためにつくるわけでありまして、従つて、その危害予防規程には、製造業者も従業員もこれを遵守するのことは当然であると思ひます。二十八條の第四項はその当然な事柄を規定した一つなのであります。特に従業員あるいは労働者諸君がこれによつて圧迫されるということは、万々ないと確信する次第であります。

○田代委員 すでに私が先ほど申し上げましたように、日本火災なんかでは、今までなかつたにもかかわらず、工場の従業員が門から出入りしたりする場合に、その身体を検査することができるとか、あるいはまた、仕事が終わつてから三十分以内に工場の外に出て行つてしまわなければならないというふうなことで、また労働争議なんかをやつて、労働条件の改善のためにいろいろ要求をするような場合に、あつせん、あるいは調停仲裁というふうな官公庁の労働者諸君、あるいは公共企業体の労働者諸君とまったく同じような形に追い込まれてしまつて、一般の産業のように、端的に自分たちの生活を守るために、首切りを守るために、

労働強化を防ぐために立上ることができないというふうな形に、もうすでに現れておるのであります。これは労働者諸君に対する圧迫なり、あるいはちやうど戦時中に軍需工場においてなされたように、門から出入り入つたりする場合に、労働者の身体を検査するといふような形で明らかに押出されておるのであります。従つてこの根拠は、こゝういふ法規が現在出されるということにありと私は思ひますが、この法規が工場の労働者諸君に対しては、何らの影響がないといふに言われても、事実こういふ形で出ておる。真に労働者の立場を考へられるならば、なぜこゝういふ点を考慮されないのか。今後ますますこゝういふ形で出てくると思ひますが、政府はこれに対してどういふ責任をとられるか。たとえば関東電氣などにおきまして、組合の専従者は工場の中に入つてはならぬ、あるいは指示板なんかに対しては、非常に制限を受けるというふうな形が、すでに具体的にどん／＼火災工場において出ておるのであります。

○宮崎政府委員 ただいま田代君の御説のような事実があるかどうかという点については、その一々は存じませんが、いづれにしても、政府がさういふ命令を出してやらしているわけではございませんし、およそさういふ問題は、工場を管理なさいます経営者と労働者の話合ひで処理されることであらうと存じておられますので、政府の責任においてそれをやらしておるというきらいのないことを、御了解願ひたいのであります。それから危害予防規程は、先ほど申し上げましたように、十

分労働間に経営協議会もお設けになつて

てのことだと思ひますので、それらで話し合ひを願ひし、また労働条件その他について話し合ひがつかない場合には労働法規によりまして、それら救済等の機関もあることでありま

から、その面でも御解決をいただきたいと思ひます。こちらから特にかような労働過重となるようなこと、また新憲法を蹂躪するようなことをやることは、いたさないようにいたしてあります。

○田代委員 政府は何らそれに対しては関係しないし、それは工場主と製造業者と、それから労働者の労働協約その他によつて解決すればいいのではないか、だから自分たちは責任がないと、先ほどから御答弁が繰返されておりますが、私はそこに問題があると思ひます。なぜかと申しますと、こういう法律、たとえて申しますと、今申しましたような危害予防規程とかあるのは省令、こういうものができるといふことがつ

まり労働者にとつて非常に不利になると思ひます。これを前提として、いわゆる製造業者は労働者を圧迫するような労働規定、労働協約というやうなものを押しつけて来るという結果になつておるのであつて、真に政府が労働者の立場、労働者の危険を守るという公正な立場に立たれるならば、この規定に根拠する、そういう労働者に対する悪影響、この点を十分考慮され、この法律の内容に對し、これを訂正する、あるいは撤回される

といふことが考えられなければならぬと思ひますが、そういう労働者圧迫の根源になることには、全然ならないといふやうにお考えになるかど

うか。

○宮崎政府委員 危害予防規程が、労働者圧迫の法規になるであらうというやうな見解については、まったく意見の異にするものであります。労働者保護の目的に、いささか貢献するといふ期待は持つておりますが、圧迫などということはまったく見解の相違だらうと存じております。ことにこれらを実施いたしますには、従業員に對しまして、事業主、工場主が保安について協議をする義務が與えられておるのであります。それによりまして適格なものを、適格なやうに働いてもらうために、事業主と労働者の間で御相談してでき上るであらう災害予防規程を、通産省が監督の立場において認可いたすのでありますので、御心配の点はなかりやうと思ひます。

○田代委員 非常に心配になるわけでありまして、そのうちたまたま、たとへば三十三條の中に出て来る点、その他先ほど自由党の同僚議員が述べられました省令や危害予防規程といふやうなものもあつて、これは一々内容を示すことは煩にたえないので、こゝに示すやうに大きな綱を張つておるわけでありまして、この省令あるいはその規定の全部はもちろん、まだ実際にできていないといふやうな点もありま

し、大抵どういふことを考へておられるか、どういふやうな省令、どういふやうな危害予防規程ができそうであるかといふやうな点をお聞きしたい。

○長村政府委員 危害予防規程といふお話であります。これは先ほど政務次官からの御答弁もございましたやうに、画一的にどの工場でも同じやうな

危害予防規程といふものではございませんで、それらの工場で、その工場な

り作業場に適した危害予防規程をつ

つていただいて、こちらで認可するといふこととなるのであります。省令の問題は先ほど御答弁申し上げましたやうに、たとへば技術上の基準、これは事ごまかに技術の内容について書かなければなりませんから、法律では適当ではありませんで省令にいたしました。省令の内容については技術的な問題、先ほど申しましたやうに製造の方法についての技術上の基準でありま

すとか、あるいは製造場、作業場、工場その他についての技術上の基準でありますとか、主としてさやうな技術的な問題が、その内容になるわけであり

ます。○田代委員 なお質問したいのであります。先ほどの生産量などの数字、資料をいただいた上で質問することにいたしました。質問を保留して、今日はこれで終ります。

○神田委員 長代理、ちよつと政府委員に伺ひます。参考書が来るやうですが、製造能力、製造数量はここでお答えできませんか。

○長村政府委員 できません。○神田委員 長代理、それでは政府委員から、生産数量はどの程度、何十パーセントくらい製造しておるのか説明してください。

○長村政府委員 お手元に能力の資料が差上げられてお存じますが、生産の状況につきまして数字的な御説明を申し上げます。

昭和二十二年でございしますが、これは歴年一月から十二月までの一年をとりました。生産数量は一万百十六トンでございします。それから二十三年もやはり歴年でございしますが、これが一万四千七百九十トンであります。それから昭和二十四年、つまり昨年一月から十二月までは、一万五千四百五十四トンであります。

○神田委員 長代理、これは火薬と爆薬と合せて数字ですね。○長村政府委員 両方でございします。それから二十五年の計画は、先ほど申し上げましたが、二万五千四百五十トンでございします。私が今申しました数字は一月から十二月までの歴年のものであります。同じ一年でも多少期間的に違ふと思ひますが、計画とい

ましては、二十四年度は二万九百五十トンでございします。○田代委員 その種類ごとの内訳はどうですか。○長村政府委員 お手元に差上げてある資料をごらん願ひたいのでござい

ますが、おそろくその資料の一瞥うしろについておると思ひます。○田代委員 そうするとこれは全部国内で有効需要となつて、年度々々で消費されておるといふことになりま

すか。それとも現在幾らそのストックがあるか。○長村政府委員 若干のストックは無論普通の生産事業でありますので、ランニング・ストックその他の普通のストックはあります。○田代委員 その実数はどうですか、パーセンテージなり……○長村政府委員 大体全部の工場をひ

く上げますれば、大約千三百トンぐら

い数量といふことになりま

す。○田代委員 これは小さいことのように

ですが、現在警官が非常にたくさん

ストルをさげておられますが、あ

のた

のですが、今、年間の大体の生産実績及びその計画というふうなものがありませんが、この中で特に爆薬関係が、圧倒的ではほとんど全部に近いものであつて、その他のたとえば導火線やいろいろな雷管なんかは、ほとんど問題にならない。この爆薬の中で、特に目立つて生産が上つておるのは、言うまでもなくカーリットです。このカーリットについて先ほど聞きました。これの用途については、われわれが常識から考えると、カーリットというものは由来が日本海軍が水雷に用いた猛烈な爆薬だと了解するわけでありすが、現在でもやはりカーリットは、そういう方面に一応使われておるわけですか、この点念のために……

○農林政府委員 先ほど御答弁申し上げたかと存じますが、現在の火薬の用途の大部分は、カーリットを含めまして山の関係でございます。大体火薬の全種類の九〇％ぐらいのものが山に使われております。カーリットにつきましても同様でございます。

○農早委員 火薬工場の問題が、ちよいと耳に入つて来るわけでありすが、古い火薬工場は現在どういふふうになつておりますか。

○官報政府委員 一々の名称はここに全部記載いたしません、おおよそ賠償指定工場になつておまして、休止の状態にあるわけでありまして、火薬工場の再開とか、その拂下げとか、そういったような問題は全然考える必要はない問題でございます。

○官報政府委員 ただいま話題に上つておりません。

○農早委員 今度のこの火薬類の取締

法案によりまして、大体今まではこの火薬関係の業務特に火薬商の業務、こゝういつたようなものの全体をひつくるめまして、日本の法人でなければならぬことになつておつたわけでありまして、この点については、特に今回はその制限を撤廃せられておるといふふうな大体了解しておるわけですか、もしそうだといたしますと、この点と、それから今官報政府委員が、現在としては一向外資が入つてやるといふ話は聞かない、無論見返り資金もこれに投下せられるという話は、聞かないというお話であります。そうしますと、特にこの新しい法律によりまして外国の商社なり、あるいは外資というものに受入れ態勢をつくるという必要はなかりそうに思ふのですが、これは遠い見通しとしては、やはりそういうことも考えておられるわけですか、その点を承りたい。

○官報政府委員 先ほど申し上げましたように、全産業に対して同じような状況をとつたのでありまして、火薬だけを特に閉鎖したさなければならぬ理由も認めておらないわけでありまして、

○農早委員 これはあるいは質問があつたかもしれませんが、たとえば火薬権とか、ことに火薬の製造販売とか、こゝういふふうなものはそのものの性質上、大体独立国としては他の国にあるいはその法人に対して、開放しないといふのが建前であつたと思ふのであります。これは御承知のように中国におきまして、あの日本の傀儡政権と言われた汪兆銘政権自身でも、日本から例の鞍山やその他の鉄業権の譲渡について交渉した場合に、これをけつて、それはあまりひどい、それではもう国

の独立は奪われる。独立した政権ではいとおつた汪兆銘政権でも、そういうことをやはり気にしておるわけですが、この点何でもかでも一切産業についてやるのだというふうな明けつ放し方針というものは、はなはだふに落ちないのです。むしろ日本の新憲法の建前として、われわれは戦争といふこと、あるいは軍需産業といふことを予想できないし、またすべからざるものであります。実際問題としてその危険のあることは、どなたも御承知だと思ふのです。そういう場合にやはりこの火薬産業に対して外資を入れて来るということになりまして、その道を開くといふことになりまして、これははなはだ問題じゃないかと思ふのです。なべて全産業にやるから火薬にもやるんだというふうなことで、新しく出て来る鉄業法もそうでありまして、そういう問題と関連させて、一体政府の御方針は奈辺にあるのか、この際伺つておきたいと思ひます。

○官報政府委員 ただいま御心配の点につきましては、通商産業大臣の権限になつております。許可の場合において運用の妙を得たいと思つております。

○農早委員 通産大臣に対する不信任の決議は否決せられたものの、それははなはだ問題です。また今までの全政策を通じて、その点がはなはだ問題でありまして、われわれも十分に考慮した上で、特に問題の点を出しておるわけでありまして、そういうふうな余地を與えて、これを通産大臣に委任するといふことは、それ自身がもう委任的なものになつて来る。そういう点を通産大臣に一任するといふこと

な、はなはだ危険じゃないかと思ふ。それはとにかくとして、今の通産省の方針としては、そこに外資が入つて来て、日本の火薬産業にひとつ投資しよう、あるいはまた火薬商人になろうという場合には、喜んで受けられる方針であるか、その御方針を承つておきたい。

○官報政府委員 通商産業大臣が許可権を持つておるわけでありすが、その許可権が当てにならぬという御見解につきましては、御答弁の限りでないものであります。いやしくも御心配のようないふことは、運用したいと、私もよく考えておるのであります。通商産業大臣に一任することは危険だといふ御意見の底には、さういふ許可を與える場合に、一々国会の議決を経ろといふような意味だろと思ひます。が、やはり国会は内閣を通じて行政府を監督するといふ立場以外に出られない方が、ほんとうじやないかと思ひます。許可につきましては慎重を期しまして、御心配のないようにいたしたいと思ひます。

○農早委員 それは問題によりけりでありまして、一々われわれ行政の許可の内容にまで立入るというのでは、ない。電力料金の値上げのような問題は別であります。とにかくさういふようなことじやない。これははいやしくも一國の民族的な独立の一つのかぎである諸権利でありまして、特に火薬産業のごときは、今の御説明ではカーリットは鉄山用のダイナマイトとしてやつておるといふお話ですが、これは何ぞきだつて、軍需産業に使われないうは、だれも保証できないのです。

〔発言する者多し〕

○神田委員長代理 静粛に願ひます。

○農早委員 雑音はちよつと注意してもらいたい。カーリットの問題をとりまして、さういふ。実際にこれはカーリットだけではない。たとえば潤滑油なんかに入つても、これは今いろいろな雑音が入つておりますが、實際あのスコーレンが日東化学でつくられておる。この零下六十度でも凍らないスコーレンといふものは、日本の産業には私は寡聞にしてその必要が認められない。しかしそれは超高空飛行機には非常に使われる。そういうものが日東化学で現に製造されて、すぐその足で三沢の飛行場へ行くといふことを、實際そこでやつてゐる人が言つておるわけですか。証人は幾らでも出ます。そういうことは、このカーリットの場合におきまして、私は決して杞憂ではないと思ふ。今この火薬産業といふものを、やす／＼と外国の手に渡す道をわざ／＼開いて行くといふことは、この法案の根本的な問題であると考えられるわけでありまして、さういふ点であるから、国会が通産大臣の許可権に一任するといふことは、はなはだ問題じゃないかと思ふ。ですからさういふ方針としては、これに対してさういふ方針をとらない、今とりたくないといふことを政務次官は――官報政府委員一個であるかもしれないが、政府の代弁として言つておられる。そうならば何も好んで外国人に道を開くような法律をわざ／＼つくつておく必要がない、さう考へるのであります。その点については、政府の見解はどうでありますか。

○官報政府委員 私は通商産業大臣の許可権において、十分御心配のような

問題は除去することができると信じておるのであります。しかしながら重ね重ねの御発言であつて、もし御心配であるならば、国会の権威において適當なる修正を願ひたいと思ひます。

○風早委員 この法案の中で、先ほどからいろいろ問題になつておりますが、それにつけて加えて、第四十三條の規定であります。そこに「公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、その職員に、通産大臣または都道府県知事が、實際問題としては都道府県知事が、製造業者、販売業者、消費者又は火薬類を保管する者の製造所、販売所、火薬庫、消費場所又は保管場所に入り、その者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、等々、こゝういふような処置を講ぜしめることができる」ということが規定してあるものであります。その職員といふものの中には警察官も入ります。ただ單なる都道府県の職員だけでございませうか、これを念のためにお伺ひしておきたいと思ひます。

○長村政府委員 この四十三條第一項の職員の中には、警察官は入りません。

○風早委員 第二項におきまして警察官といふものが出て来るわけですが、この場合警察官が入つて来る條件といふものが、非常に抽象的に「危害を予防するため」といふような形で出て来ておるのであります。この「危害を予防するため」といふ必要がある場合には、といふ認定は、大体だれがするのですか、この点について伺ひたい。

○長村政府委員 第二項にありますが「人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要がある場合」といふこの認定は、そういう場合に立ち入りました者、ここにあります警察官、その他立ち入ろうとする者の認定によるわけでありませう。

○風早委員 それはやはり先ほどから田代委員から出ている質問の中にもありますが、この法律が結局保安の名前は労働者、従業員に対して、不当な取締りをやる余地をつくるのじやないかという点であります。實際警察官などがあるというところを、認定する必要があるといふことを、認定したとして、どん／＼入つて来るといふ余地が、こゝにはつきり出て来ているわけでありませう。その点がなほだ問題ではないかと思ひます。そういう点がやはりどうも労働者側から見ますれば、労働者を取締るのではないかといつたような不安を惹き起させるやうな一つの條項になりはしないか、趣旨になりはしないかと考えるのであります。そういう点は、政府としては十分にお考えになつておられるか、その点をお答え願ひます。

○宮澤政府委員 この四十三條の問題は、ただいま化学局長からお答えいたしました。最初の職員、これも身分を証する証書を持つて立ち入り、検査をいたします。しかしながらそういう事務的な検査の上に、さらに火薬といふ危険物を扱うのでありますから、警察官も一応これの取締りの立場にあることは、これはむしろ立法として当然であらうと、私も信ずるのであります。しかしながらこの運用については、御意見のように十分行き過ぎのないうちにしなければならぬのであります。

して、この運用につきましては、本法施行の上におきまして、特に入念な細目にわたります注意をもちまして、あやまちなきよう期したいと思つております。いやしくも第四項に書いてありますように、「犯罪捜査のために認められたものと解してはならない」といふような條項までも設けてあります。もしそれが行き過ぎになるときは、一般の警察官の処置のうちに適當なる、判事または検事の令状等を持たなければできないことになるのであります。これはあくまでも火薬の危険を防護するという意味以上の検査以外にはわたらないことを、はつきりこの際申し上げます。

○風早委員 今の政府の御答弁を、これはむしろこれに対する賛否は別として、とにかく政府の御答弁はこの解釈の有力なる一つの基礎としてよく承つておくれです。

もう一つ問題になるのは、その次の第四十四條であります。やはりリストなんか長引いた場合には、結局一方的な解雇、工場閉鎖ができるやうな余地を、こゝでつくつてゐるというように考へるのであります。これは現在の労働法規、労働組合法その他に認められ、擁護せられております労働者の基本的権利との関係で、政府はどういう方針をとつて行かれようとしてゐるか。この点もひとつ伺ひたいと思ひます。

○宮澤政府委員 先刻も申し上げましたように、本法と労働法規とは併行的に効力があるわけでありまして、抵触する部分はないと思ひます。あくまでも現行労働法規の規定によつて、

労働者の基本的な人権は尊重されるものと信じております。

○風早委員 ところが實際問題としてこの第四十四條は、これは當然労働法でできた爭議権、そういうものとこれに抵触、矛盾するといふ場合があり得る余地を與へてゐるわけでありませう。ことに本文におきまして「いふ條件がつけてあります。そういう場合に「又は期間を定めてその事業の停止を命ずることができ。」こゝういふうなことになるのであります。結局この業者に対する一つの制限規定の形で、事実上これが一方的な工場閉鎖、解雇といふやうなことになるのであります。その一つの原因として、こゝにあげられてゐる諸條件の中に、特にこの爭議といふたやうなことがやはり問題になるのではないかと考えるのであります。これは抵触した場合には、今の政府の御解釈では、當然労働者の基本的な権利に關する限りは、労働組合法に準拠して解決さるべきである、そういう御見解であるのか。この点は一度念のためにお尋ねしておきたいと思ひます。

○宮澤政府委員 基本的な問題といたしましては、本法案につきましてもそれぞれば務府の法令を審査いたします。機關を通じて、一議會、二議會、三議會を経て、成案を得たものであります。本法と労働法規その他の法令との抵触はない、かような確信を持つてゐるのであります。しかしながら實際の運用の問題で、もし御心配のやうな事態になりましても、これは労働法規も制限してございませぬので、從來とあまりかわりはない方法で、御解決願へばよろしいと思ひます。

○風早委員 大体きようはこれで私の質問を打ち切りたいと思ひます。

○神田委員長代理 ほかには質疑はございませぬか。——本日はこの程度にとどめまして、残余の質疑は、次会にお許しいたします。次会は明五日後午後二時より開会いたします。

これにて散会いたします。
午後四時五十五分散会

第七回国会衆議院通商産業委員會
會議録第二十五号中正誤

頁	段	行	誤	正
三	二	九	取扱であつて	取扱であつて
四	三	三三	対し事業に關し	対し事業に關し
四	七	に限り	に限り	に限り
五	二	三	表中、七より十二迄の「種と作業」及び「種と取扱」の間にそれら「火薬類」を挿入する。	
五	三	一	甲種作業主任	甲種火薬主任
六	三	二	乙種作業主任	乙種火薬主任
六	三	二七	届出をせず	届出をせず

第七回国会衆議院通商産業委員會
會議録第十七号中正誤

頁	段	行	誤	正
三	五	七	適當セズ	適用セズ

昭和二十五年五月十日印刷

昭和二十五年五月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所